



後期高齢者医療制度

問 市民課 ☎ 24-2222 内線 110

現在お持ちの後期高齢者医療制度の保険証(被保険者証)の有効期限は、7月31日までです。

7月中に、新しい保険証(うすい青色)を郵送しますので、8月1日からお使いください。なお、古い保険証はご自身で破棄してください。

◆保険料を決定

令和元年中の所得確定に伴い、本年度の保険料額が決定しました。5月末時点で75歳以上の人には、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬頃に郵送します。保険料額や納付方法についてご確認ください。



専任消費生活相談員による相談窓口設置

問 商工課 ☎ 24-2222 内線 162

訪問販売や不審な電話など消費生活全般に関する苦情や問い合わせなどに、専門的資格を持つ消費生活相談員が応じます。

◆日時 毎月第2水曜日
10:00～15:00

◆窓口 商工課

◆相談方法 電話や面談

◆相談料 無料

消費者行政担当職員による相談も行っていきます。(平日8:00～17:15)
お気軽にご相談ください。



ごみの持ち込みに関するお願い

問 下呂市クリーンセンター ☎ 26-3397

南部リサイクルセンターと北部リサイクルセンターでは、1日に受け入れられるゴミの量に限りがあります。

南北リサイクルセンターへの持ち込みは軽トラ1杯分程度までとし、それをを超えるような場合は、下呂市クリーンセンターへ直接持ち込んでいただくようお願いします。

皆さまのご理解ご協力をお願いします。



下呂市ブロック塀等撤去費補助のお知らせ

問 建設総務課 ☎ 53-2010 内線 116

これまでに発生した地震で、ブロック塀などの倒壊により死傷者が出ています。市では、地震によるブロック塀などの倒壊を未然に防止するため、公道に面して設置されたブロック塀などを撤去しようとする所有者に、撤去費用などを補助します。

◆補助対象者

- ①対象となるブロック塀などの所有者(個人または法人)
- ②市税などの滞納がない人
- ③過去に同一敷地内において、本補助制度を利用したことがない人

◆補助対象事業

- ①公道に面し、塀から公道境界線までの距離が、その塀の公道地盤面からの高さ以内であること。
- ②公道に面する60cmを超えるブロック塀などを撤去すること。またはブロック塀などの高さを公道地盤面からの高さ60cm以下に改修すること。
- ③市内業者または個人事業者が行う工事であること。

※補助金などの詳細は、市ホームページをご覧ください。



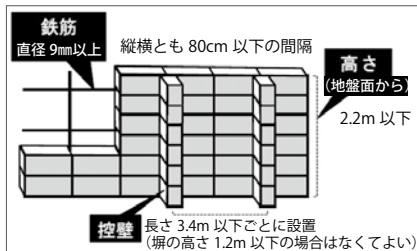
家のブロック塀は大丈夫ですか？

問 建築総務課 ☎ 53-2010 内線 116

正しく施工されていないブロック塀や老朽化したブロック塀は、地震時に倒壊して通行人に危害を及ぼす恐れがあるだけでなく、避難・救援活動の妨げになる可能性がありますので、日頃から所有者の責任による適切な管理が必要です。

気になる点が一つでもあれば、建築士などの専門家に相談しましょう。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

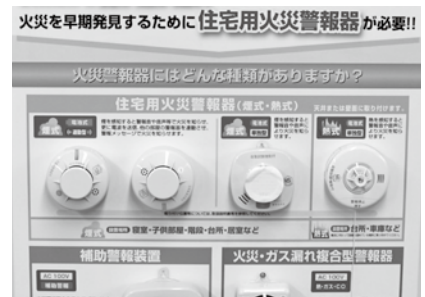


▲補強コンクリートブロック塀のイメージ図



住宅用火災警報器は「お家の守り神」

問 予防課 ☎ 25-6188



◆火災から就寝中の逃げ遅れを防ぐため、寝室や階段の天井などに、住宅用火災警報器(住警器)を必ず設置してください。

◆あなたの家の住警器は、交換時期にきていませんか?定期的点検し、火災時の警報音を確認しましょう。音が鳴らない場合は、故障やバッテリー切れの恐れがあります。住警器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に本体ごと交換することをお勧めします。

◆火災が起きた時、階段に煙が充満する場合があります。2階からの避難方法などについて、日頃から家族で話し合いましょう。



国民健康保険 高齢受給者証の更新

問 市民課 ☎ 24-2222 内線 123

国民健康保険ご加入の70歳から74歳までの人がお持ちの高齢受給者証の有効期限は、7月31日までです。

7月中に、新しい高齢受給者証を郵送しますので、8月1日からお使いください。なお、古い受給者証はご自身で破棄してください。

受動喫煙のない社会を!

望まない受動喫煙をなくすため、市民の皆さまのご協力をお願いします。





国勢調査員募集中！

問 企画課 ☎ 24-2222 内線 284

市では「国勢調査」などの各種統計調査で、調査票の配布や回答依頼をしていただく統計調査員を募集しています。調査員は登録制となっており、あらかじめ登録された人の中から、調査ごとに依頼をさせていただきます。活動期間中は、非常勤公務員の身分となり、調査員報酬が支払われます。

活動期間中の調査時間は、ご自身で計画して進められます。この機会に調査員として活躍しませんか。

◆登録要件

- ・原則 20 歳以上で、調査活動に支障がない人
- ・責任をもって調査活動を行える人
- ・調査によって知りえた秘密を守れる人
- ・警察、選挙、税務に直接関係のない人
- ・調査活動に不適切な職業、立場、経歴でない人
- ・車の運転ができる人



JR 飛騨萩原駅の営業時間が変わりました

問 市民活動推進課 ☎ 24-2222 内線 254

7月1日から飛騨萩原駅の営業時間が変わりました。

◆営業日 通年営業 (365 日)

◆営業時間 7:00 ~ 16:30

従来より、2 時間延長して、さらに切符がお求めやすくなりました。

萩原町観光協会が切符販売業務を行っていますので、ぜひご利用ください。

1枚300円
7月14日(火) 発売!!
この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
公財岐阜県市町村協同協会



下呂市障がい児等 交通費助成のご案内

問 社会福祉課 ☎ 52-3936 内線 604

障がいや病気の早期治療、機能回復のために、医療機関および障害児通所支援事業所へ通う児童を持つ保護者に対し、通院・通所に必要な経費の一部を助成します。

◆対象者

市内に在住し、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(育成医療)受給者証・小児慢性特定疾病児童医療受給者証の交付を受けている満 18 歳未満の児童。

◆助成対象期間

令和 2 年 4 月 ~ 令和 2 年 7 月分

◆提出するもの

①下呂市障がい児等交通費助成事業助成金支給申請書 ②通所等証明書または診療明細書(通院時のみ) ③小児慢性特定疾病児童医療を受給している人は受給者証の写し

◆申請期限 令和 2 年 8 月 17 日(月)

◆提出先

社会福祉課(星雲会館内)
または各地域振興事務所障がい福祉係
※お気軽にお問い合わせください。



指定文化財の保護や修理 について

問 教育総務課 ☎ 52-4800

来年 4 月以降に国・県・市の指定文化財の保護や修理(看板設置などの公開活用整備は除く)を検討している場合は、教育総務課までご相談ください。

◆期限 7 月末日まで

夏の交通安全県民運動

7 月 11 日(土) ~ 20 日(月)

「ゆずりあう心で夏の交通事故防止」

1. 子どもと高齢者の交通事故防止
2. 横断歩道における歩行者最優先の徹底
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
4. 飲酒運転の根絶



国民年金保険料の免除申請

問 市民課 ☎ 24-2222 内線 124

令和 2 年 7 月分からの国民年金保険料の免除申請ができます。収入の減少や失業などにより保険料を納めることが難しい場合は、未納のままにしないで「免除・納付猶予」の手続きを行ってください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2 年 4 月以降の収入が減少した方は「臨時特例措置免除・納付猶予」の申請ができます。簡易な所得見込額申立の記入が必要ですので、所得の分かる給与明細の写しなどをお持ちください。

免除申請は 2 年 1 カ月前まで遡って行えます。過去の未納保険料がある場合はご相談ください。

※詳細は日本年金機構ホームページをご確認ください。

◆持ち物 年金手帳・印鑑・マイナンバーの分かるもの

(失業を理由に申請する人は雇用保険受給資格者証、新型コロナを理由に申請する人は給与明細の写しなども必要です)

◆申請先

市民課・下呂以外の各振興事務所



介護保険負担割合証の更新

問 高齢福祉課 ☎ 53-0153 内線 652

介護保険サービスを利用する際に必要となる自己負担割合証を 8 月 1 日に更新します。(前年の収入をもとに決定します)

更新後の負担割合証は 7 月下旬発送予定です。更新に係る申請手続きは必要ありません。

この負担割合証は令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの自己負担割合を証明するものになりますので、大切に保管していただき、介護保険サービスを受ける際は必ず事業所などに提示してください。(新しい負担割合証は桃色です)